基準省令第３０条について

令和４年１月４日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

（記録の整備）

第30条　指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定特定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

　一　第15条第3項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

　二　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

　　　イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

　　　ロ　アセスメントの記録

　　　ハ　サービス担当者会議等の記録

　　　ニ　モニタリングの結果の記録

　三　第17条の規定による市町村への通知に係る記録

　四　第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

　五　第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定計画相談支援の具体的取扱方針）第15条第3項第一号

一　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第30条第2項第二号二において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

（計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知）第17条

第17条　指定特性相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（苦情解決）第27条第2項

2　指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）第２８条第２項

2　指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない